

令和6年4月1日改正

## 新潟市住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市（以下、「本市」という。）の家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を推進すること等を目的として、再生可能エネルギー設備等の導入に要する費用の一部を補助する住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (2) 定置用蓄電池 太陽光発電設備または燃料電池等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器のうち、容易に持ち運びができるポータブル型を除く定置型のものをいう。
- (3) V2H充放電設備 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドラインV2H AC版 DC版」に基づく検定に合格しているものをいう。
- (4) 燃料電池（エネファーム） 都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。
- (5) 住宅 本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存する専ら居住の用に供する独立した1棟の建築物
- (6) 戸建住宅 住宅のうち、1の住戸を有する建築物（店舗、事務所その他居住の用に供する部分以外の部分がある建築物で、延べ床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）

### (補助金の交付対象)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）

は、市内の住宅に、別表第1に定める再生可能エネルギー設備等（以下「対象設備」という。）を設置する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる住宅は、戸建住宅とし、第11条に規定する実績報告書の提出までに新築工事が完了するものを含む。

- 3 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。
- (1) 本市に住民登録を行っている又は第11条に規定する実績報告書の提出までに行う予定の者。
  - (2) 自ら居住又は第11条に規定する実績報告書の提出までに居住する予定の住宅の敷地内において、居住の用に供する部分（別棟の車庫や倉庫等を除く。）に使用するための対象設備を設置する個人（以下「申請者」という。）。
  - (3) 前号に掲げる住宅に申請者以外の所有者が要る場合、他の所有者から補助事業の実施について承諾を受けた者。
  - (4) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（別記様式第1号第三面及び領収書において市内の所在地が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に対象設備の設置工事を発注し、補助事業を行う者。
  - (5) 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手する者。
  - (6) 申請年度の3月15日までに、第11条に規定する実績報告書を提出する者。ただし、災害その他やむを得ない場合は除く。
  - (7) 市税の滞納がない者（ただし、第11条に規定する実績報告書の提出までに新築工事が完了する住宅に市外から転入する者を除く。）。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付は、別表第2に定める対象設備ごとに、第3条第2項に掲げる一の住宅につき1回を限度とする。ただし、対象設備が異なる場合はその都度交付ができるものとする。

（申請者の責務）

第5条 申請者は、誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

（交付希望者確認期間）

第6条 市は、補助金の申請前に、交付希望者確認期間を設けることができる。

- 2 補助金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、別途定める交付希望者確認期間内に補助金交付希望書を市長に提出しなければならない。なお、交付希望者は本要綱に定める申請者の条件を満たす者でなければならない。
- 3 市は、交付希望者の中から交付候補者を決定しその旨を通知しなければならない。
- 4 市は、補助金の交付想定総額が予算の範囲に収まらない場合は、抽選等により交付候補者を定めることができる。この場合、一定数の補欠交付候補者を定めることができる。
- 5 市は、交付候補者が第7条に定める期間に交付申請を行わない場合、交付候補者の資格

を取り消すことができる。

- 6 市は、前項の場合又は第9条第1項において補助金不交付決定がなされた場合は、補欠交付候補者の中から予算の範囲内で交付候補者を追加で決定することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助事業に着手する前に、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 第6条に規定する交付希望者確認期間を設けた場合は、交付候補者のみが申請者となり、その場合、市が別途定める期限までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(事務手続の代行)

第8条 交付希望者又は申請者は、補助金の交付希望又は申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。  
3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助事業の廃止)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止を承認したときは当該承認に係る補助金の交付の決定を取り消し、その旨を廃止承認・交付決定取消通知書により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、別途定める期限までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、対象設備を別表第3に定める法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、所有権を譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

2 補助事業者は、やむを得ず前項に規定する管理を行うことが困難となる場合には、相続人等（相続や売買等により対象設備の所有権を移譲された者）に引き続き善良なる管理者の注意をもって管理させるよう努めるものとする。

(協力)

第17条 市長が必要と認めるときは、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができ、かつ補助事業者は可能な限り協力すること。

(様式および提出方法)

第18条 本要綱に定める申請、実績報告及びその他の提出に係る書式および添付書類を別に定める。なお、本市の電子申請による提出方法の場合は、各様式に準じた様式に代えるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 第13条から第17条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象設備	機器の要件
太陽光 発電設備	<p>(1) 発電した電力を全量自家消費するもの又はその余剰電力を売電するもの。</p> <p>(2) 太陽電池パネルが一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高い信頼性が実証されたものであること。</p> <p>(3) 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。</p> <p>(4) 発電出力が10kW未満（JIS等に基づくパネル公称最大出力の合計とする。ただし、余剰電力を売電するものにあつては、電気事業者が発電電力10kW未満であることを認めた場合を含む）</p>
定置用 蓄電池	<p>(1) 容易に持ち運びができるポータブル型を除く、定置用であること。</p> <p>(2) 環境省が実施する「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象機器であること。</p> <p>(3) 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。</p> <p>(4) 実績報告を行う日までに太陽光発電設備または燃料電池に接続すること。</p>
V2H 充放電設備	<p>(1) 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」におけるV2H充放電設備の補助対象機器であること。</p> <p>(2) 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。</p>
燃料電池 (エネ ファーム)	<p>(1) 都市ガス又はLPガスから水素を製造し、大気中の酸素との化学反応により発電した電気の供給や、発電時の排熱を利用した給湯を主目的とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるもの。</p> <p>(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器であるもの。</p> <p>(3) 未使用のもの（中古品、リース品は対象外とする。）。</p>

別表第2（第4条関係）

対象設備	補助金の額
太陽光発電設備	2万円×最大出力（kW） 上限10万円  ※最大出力は JIS 等に基づくパネル公称最大出力の合計（小数点2桁未満切捨て）とし、千円未満の端数は切り捨てる。
定置用蓄電池	1万円×蓄電容量（kWh） 上限10万円  ※蓄電容量は小数点以下2桁未満切捨てとし、千円未満の端数は切捨てる。
V2H充放電設備	定額10万円
燃料電池 （エネファーム）	定額5万円

別表第3（第16条関係）

	対象設備	年数
(1)	太陽光発電設備	17年
(2)	定置用蓄電池	6年
(3)	V2H充放電設備	5年
(4)	燃料電池（エネファーム）	6年

